

やわらぎの郷 通所介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人幸志会が開設するやわらぎの郷（以下「事業所という。」）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護又状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。
- 2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 やわらぎの郷
- 二 所在地 千葉県市川市大町438番2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 生活相談員 1名以上（サービス提供時間を通じて）
利用者又はその家族との相談の上、通所介護計画を作成し、サービスの提供方法等について十分な説明を行う。
- 三 看護職員 1名以上（営業日ごとに）
利用者の健康管理を行う。
- 四 介護職員 9名以上（常勤、非常勤、兼務含む）
通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- 五 機能訓練指導員 2名以上
利用者に必要な機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、1月1日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 午前 8 時から午後 6 時までとする。
ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。又、電話等により 24 時間連絡が可能な体制とする。
- 三 サービス提供時間 午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分までとする。
介護保険適用の延長加算対応可能な時間帯 午後 16 時 30 分から午後 18 時 30 分までのうち、最長 2 時間まで対応
- 四 利用者定員 1 日当たり 50 名とする。

(通所介護の内容)

第 6 条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- 四 介護方法の指導
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 入浴
- 八 食事
- 九 時間延長サービス
- 十 その他利用者に対する便宜の提供

(通所介護の利用料)

第 7 条

- 1 指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第 1 号通所事業を提供した場合の利用料の額は市区町村が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合に利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

（ア） 実施地域を越えてから片道概ね 10km 以上 15km 未満	300 円
（イ） それ以降 5km またはその端数を増すごとに	300 円
 - 二 食事代 食事の提供に要する費用

（ア） 昼食・おやつ	800 円
（イ） 夕食	650 円
 - 三 オムツ代

（ア） オムツ	1 枚 150 円
（イ） リハビリパンツ	1 枚 150 円

(ウ) パット 1枚 50円

四 時間延長サービスに係る費用

午後4時30分までのサービス提供後、サービス提供時間の合計が9時間まで30分ごとに500円

ただし、サービス提供時間の合計が9時間を越えた場合、延長サービス費の代わりに延長加算が適用となる。

五 利用者の希望により浴用タオルの貸し出しを行う際に要する費用

浴用タオルレンタル料（バスタオル・フェイスタオル） 1セット 100円

六 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けけることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条

- 1 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時における対応方法）

第10条 指定通所介護の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第11条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（書面掲示・ウェブサイトへの掲載）

第 13 条 運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項等を事業所の見やすい場所に書面掲示する。また、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）にも掲載する。

（ハラスメント対策）

第 14 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他の事項）

第 15 条

- 1 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人幸志会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 4 月 1 日	改定
平成 21 年 3 月 1 日	改定
平成 22 年 9 月 1 日	改定
平成 22 年 12 月 1 日	改定
平成 23 年 11 月 1 日	改定
平成 24 年 4 月 1 日	改定
平成 25 年 2 月 11 日	改定
平成 28 年 10 月 1 日	改定
平成 29 年 11 月 1 日	改定
令和 5 年 3 月 1 日	改定
令和 6 年 3 月 1 日	改定
令和 6 年 4 月 1 日	改定
令和 7 年 7 月 1 日	改定